

2024年（令和6年）国民スポーツ大会

SAGA2024有田町実行委員会
第1回常任委員会

**SAGA
2024**

国スポ・全障スポ

新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日時 令和3年11月1日（月）15時30分

会場 有田町生涯学習センター北館3階 視聴覚室

SAGA2024有田町実行委員会

第1回常任委員会 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

4 審議事項

第1号議案 SAGA2024有田町開催推進総合計画（案）について

第2号議案 SAGA2024有田町実行委員会専門委員会規程（案）について

5 その他

6 閉 会

S A G A 2 0 2 4 有田町実行委員会
第 1 回常任委員会

審 議 事 項

SAGA2024有田町開催推進総合計画（案）

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」（以下「国スポ」という。）の成功に向け、町民参加と協働により知恵と工夫を終結し、本町の多彩な魅力を全国に発信するとともに、町民誰もが生涯を通じてスポーツに親しむ契機となる大会を目指し、開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、国スポを一過性のスポーツイベントとせず、創造的で心豊かなひとづくりにつながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効果的な財務の運営を図る。

(3) 広報

国スポ開催に対する町民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、個性あふれる歴史、文化、自然など本町の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

(4) 町民協働

町民、企業、団体、行政などの多様な主体の知恵と工夫を集結し、新たなつながりを生み出しながら一丸となって大会を盛り上げていくことで、国スポでの経験をその後の町民協働によるまちづくりの推進につなげる。

(5) 歓迎・接伴

選手・監督をはじめ、本町を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、歴史、文化、自然など本町の多彩な魅力に触れていただくことで、再度訪れていただけるような心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、簡素・効率化等の創意工夫を図りつつ、本町の特色を生かした式典とする。

(8) 施設

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、国スポ開催後の町民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿 泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設その他関係機関と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本町の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 年次計画

SAGA2024有田町開催推進総合年次計画(年度別業務一覧)は、別表のとおりとする。

SAGA2024有田町実行委員会専門委員会規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024有田町実行委員会会則(令和3年8月31日施行)第13条第4項の規程に基づき、SAGA2024有田町実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからSAGA2024有田町実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 専門委員会が必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること 4 町民協働に関すること。 5 歓迎、接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項 に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に 関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技会に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に 関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事、衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に 関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送、交通に関すること。 2 消防防災、警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に 関すること。

SAGA2024有田町実行委員会 総務企画専門委員会名簿(案)

選出区分	所属団体	役職	氏名
町議会関係	有田町議会	副議長	原 田 一 宏
スポーツ関係	有田町スポーツ推進委員協議会	会 長	川 尻 初 雄
社会・文化・環境	有田町区長会	会 長	桃 谷 法 信
社会・文化・環境	有田町老人クラブ連合会	会 長	松 尾 利 興
社会・文化・環境	有田町地域婦人会	副会長	岩 永 和 子
社会・文化・環境	有田町食生活改善推進協議会	会 長	池 田 美 代 子
社会・文化・環境	有田町子どもクラブ連絡協議会	会 長	犬 塚 武 夫
社会・文化・環境	有田町社会教育委員会	会 長	福 島 ス ミ 子
社会・文化・環境	有田町公民館	館 長	池 田 昇
社会・文化・環境	有田町ボランティア連絡協議会	会 長	松 永 俊 和
社会・文化・環境	公益社団法人 有田町シルバー人材センター	理事長	草 場 仁
宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人 有田観光協会	専務理事	山 口 睦
宿泊・観光・衛生関係	有田皿山商店会	会 長	手 塚 英 樹
産業・経済関係	西有田商工振興会	会 長	岩 永 忠 美
輸送・交通関係	九州旅客鉄道株式会社 佐世保駅	駅 長	岡 田 貴 就
教育・学校関係	有田町小中学校校長会	代表(大山小)	草 場 淳 子
教育・学校関係	有田町PTA連合会	会 長	齊 藤 剛
教育・学校関係	佐賀大学芸術地域デザイン学部	学部長	吉 住 磨 子
教育・学校関係	有田工業高等学校	校 長	東 福 昌 勝
医療・福祉関係	社会福祉法人 有田町社会福祉協議会	会 長	原 口 誠
町関係	有田町総務課	課 長	木 寺 誠
町関係	有田町議会事務局	局 長	馬 場 清 隆
町関係	有田町財政課	課 長	吉 永 繁 史
町関係	有田町まちづくり課	課 長	木 寺 寿
町関係	有田町商工観光課	課 長	鷺 尾 佳 英
町関係	有田町学校教育課	課 長	福 山 浩 樹
町関係	有田町子育て支援課	課 長	川 原 聡 美
町関係	有田町農林課	課 長	井 筒 克 己
	・総務企画に関すること		
	・財務に関すること		
	・広報に関すること		
	・町民協働に関すること		
	・観光、接伴に関すること		
	・他の専門委員会に属さない事項に関すること		

SAGA2024有田町実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024有田町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、有田町において開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る事業に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び実行のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目標達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 有田町を代表する者
- (2) 有田町議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 15名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 若干名
- (6) 参与 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、有田町長をもって充てる。

2 副会長、常任委員、監事、顧問及び参与は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

- 第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、会長が後任者補充することができる。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。なお、前項を含み、選出された委員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 会長は、前2項の規程により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
 - 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

- 第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
 - 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
 - 5 顧問及び参与の任期等については、前条の規定を準用する。

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。
- 2 総会は、必要に応じて会長が召集する。
 - 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
 - 4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
 - 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
 - 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
 - 8 第5項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が召集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (3) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
 - 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
 - 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 5 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を召集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解 散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに、総会の議決を経て解散するものとする。

(解 散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(委 任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和3年8月31日から施行する。

SAGA2024有田町開催基本方針

1 基本方針

第78回国民スポーツ大会は、本町が目指す「ひとつながり ひとつどう 世界に誇れるまち 有田」に向けて、町民や行政が相互に絆を深めるとともに、夢と希望を持ち、心に残る大会を目指し、県や関係団体等との連携を図りながら、町民の知恵と工夫を集結して、有田らしさを生かした大会として開催します。

開催にあたっては、地域資源を最大限に活用し、効率化を図りながら、本町の多彩な魅力を全国に発信する大会を目指します。

また、この大会を本町スポーツ推進の目指す姿である「輝いた人生を送る文化・スポーツの推進」の実現に向けた契機とします。

2 実施目標

(1) 自分たちのまち「有田」に愛着や誇りを持てる大会

町民が、国民スポーツ大会の開催を契機に、本町が有する人材、豊かな自然に培われた産業、これまで育まれてきた歴史や文化・伝統など地域が培ってきた資源をさらに磨き上げ、自分たちが住むまち「有田」に愛着や誇りを持てる、個性あふれた大会をめざします。

(2) 効率化と町民協働を図る大会

近年のスポーツを取り巻く環境の変化や国民スポーツ大会改革の趣旨等を踏まえ、町内の既存施設の有効活用など大会の効率化と、町民・企業・団体・行政など多様な主体の知恵と工夫を集結した町民協働による大会を目指します。

(3) 有田の魅力を全国に発信する大会

本町を訪れる全ての方々に「心のこもったおもてなし」でお迎えし、国の重要文化財に指定された旧田代家西洋館(有田異人館)をはじめとした古き良き時代の建物が並ぶ内山地区や、「日本の棚田百選」にも選ばれた岳の棚田の自然等、個性あふれる歴史、文化、自然など本町の多彩な魅力を全国に発信します。

(4) 生涯スポーツの推進に結びつく大会

国民スポーツ大会を一過性のスポーツイベントに終わらせず、大会開催を契機として、町民が幅広く生涯にわたってスポーツに関わり、スポーツを通じた交流や連携・協働が促進される地域スポーツと活力あるまちづくりを推進する大会を目指します。

SAGA2024有田町実行委員会

総会から常任委員会への委任事項

SAGA2024有田町実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 競技会の開催に係る基本計画に関すること。
- 2 競技会場及び競技運営に関すること。
- 3 宿泊及び衛生に関すること。
- 4 輸送及び交通に関すること。
- 5 医療救護、消防防災及び警備に関すること。
- 6 広報及び町民協働に関すること。
- 7 その他競技会の開催に必要な事項に関すること